

業務指示書

バングラデシュ国ダッカーチッタゴン圏総合運輸交通情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年5月11日 12時 まで
問合せ先：調達部契約第一課 江尻 幸彦 Ejiri.Yukihiko@jica.go.jp
質問に対する回答：2016年5月16日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

- () 認めません。
- () 認めます。
- (○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。
- () 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。
- () 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。
注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：運輸・交通計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通計画（1））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画】

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 鉄道計画】

- 1) 類似業務の経験：鉄道計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月20日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 本業務に係る直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
第3 5. 現地再委託の「交通実態調査及び支払意思額調査」

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.4804 円 , US\$1 = 113.393 円 , EUR1 = 127.140 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
- c) 電話会議
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括/交通計画(1)
- 道路計画
- 鉄道計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.62 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年6月3日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国ダッカーチッタゴン圏総合運輸交通情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/交通計画(1)	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 鉄道計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本事業の背景

バングラデシュ第一、第二の都市であるダッカ、チッタゴンは、それぞれの人口が約1,760万人及び約454万人と両都市圏で全バングラデシュの人口約15,851万人の約13%を擁し¹、GDPの約50%を占める政治・経済上の2大都市となっている。これら都市間を結ぶ交通モード（旅客及び貨物）として、道路、鉄道、航空、水運があり、航空を除けば、両都市間の輸送に係る機関分担率は旅客では道路が45%、鉄道が40%、水運が15%、貨物では道路が71%、鉄道が10%、内陸水運が19%を占めている²。今後、バングラデシュの都市人口は2010年から2030年までに平均で年率約3%増加し³、かつ堅調な経済成長を持続する見込みであり、両都市間の交流を強化し、ベンガル湾産業成長地帯構想(The Bay of Bengal Industrial Growth Belt Initiative。以下、「BIG-B」という。)に向けた経済・社会開発が不可欠となっている。

バングラデシュ政府は国家開発計画である第7次5か年計画(2016年度～2020年度)において、平均経済成長率7.4%を実現することを目標とし、経済成長、包摂性の強化、貧困削減、雇用創出を目指し、インフラ整備を含む10の中心課題を設定している。インフラ整備については、都市間道路の改善、地域コネクティビティ促進、港湾の処理能力改善、河川及び鉄道輸送の効果的活用等を中心課題と掲げ、これらを改善していくことを目標としている。

主要都市間の運輸交通開発を通じた複数交通モードの活用を推進していくためには、一般道路の拡幅や高規格化を通じた道路輸送能力の改善、鉄道の施設や車両等の更新による輸送能力の改善、水運の制度改革や浚渫や航行援助施設等の更新による輸送能力の改善など多様な角度から戦略を検討する必要性が生じている。

以上を踏まえ、本調査は、バングラデシュのダッカ・チッタゴンコリドーを中心とする主要都市間及びクロスボーダー交易の強化に向け、主要都市の将来計画に基づき、既存の運輸交通インフラの開発計画をレビューするとともに、今後の運輸交通モードのマルチモーダル化に向けたJICAの支援戦略策定に向けた基礎情報を収集・整理することを目的として実施するものである。

2. 調査の目的

バングラデシュの主要都市間及び周辺国への運輸交通ネットワーク強化に向け、既往の運輸交通事業及び都市計画をレビューし、今後の経済成長に応じた交通需要を分析し、それに基

¹ World Urbanization Prospects, 2014 Revision, 国連

² Economic Feasibility of Dhaka-Laxam direct railway link, M. Hossain and M.S. Rahman

³ 人口30万人以上の都市圏(ダッカ、チッタゴン、クルナ、ラジシャヒ、シレット、ボグラ、コミラ、マイメンシン、バリザル、ラングプル)の2000年から2030年の平均値(World Urbanization Prospects, the 2014 revision, 国連)

づく多様な運輸交通モード(鉄道、水運、道路)の開発に向けた JICA の支援戦略を策定するための情報収集・分析を行うものである。

3. 調査対象地域

バングラデシュ国全土。ただし、バングラデシュ国の主要都市圏(人口 30 万人以上)及び周辺国(特にインド及びミャンマー)を主たる調査対象とする。

4. 主な相手国調査対象機関

本調査の主な対象機関は、道路交通橋梁省(Ministry of Road Transport and Bridges)、道路交通橋梁省道路国道部(Roads and Highways Department)、道路交通橋梁省バングラデシュ橋梁局(Bangladesh Bridge Authority)、鉄道省(Ministry of Railway)、バングラデシュ国鉄(Bangladesh Railways)、港湾省(Ministry of Shipping)、チッタゴン港湾庁(Chittagong Port Authority)を想定している。

5. 調査の範囲

本調査において、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品」に基づき報告書を作成し、JICA に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の狙い

上記「2. 調査の目的」にあるとおり、本調査は既往の都市計画及び運輸交通事業のレビューを行い、将来交通ネットワーク形成に向けた交通需要予測を実施し、将来の交通需要に応じた運輸交通事業の将来計画を道路、鉄道、水運の観点から検討し、JICA の今後の協力に向けた支援戦略を検討するものである。

本調査実施にあたっては、交通ネットワークの検討に際し、バングラデシュ国内では特にダッカ・チッタゴン間を、周辺国との関係ではインド東部地域及びミャンマーとの連結性の可能性を考慮の上、提案を行う。都市人口の観点では各都市の都市計画を参照のうえ、将来人口フレームワークの設定に加え、高速鉄道等の新交通モード導入による都市化の進展による人口動態の変化も考慮に入れること。これら前提に基づき、将来交通モードの検討を行う際、従来型の運輸交通モード(一般道、在来線等)に加え、バングラデシュの経済発展段階に応じた高速鉄道の検討も含めて実施すること。ただし、高速鉄道を検討するにあたっては、高速道路等の他交通モードとの競合に伴う需要の有無、在来線改修や準高速鉄道等の複数の鉄道事業スキームとの比較、旅客及び貨物など輸送対象による比較など、複数の側面から高速鉄道導入の妥当性に関するオプションを検討の上、提案を行うこと。調査にあたっての目標年次は、2041 年

とする。

(2) 関連案件からの知見の活用

本調査に関係する既往調査から可能な限りデータ及び開発計画を参考にすること。具体的には、クロスボーダ道路網整備事業(バングラデシュ)準備調査(JICA、2015年)、南アジア地域におけるクロスボーダ交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査(JICA、2014年)、南アジア地域クロスボーダ協力(海運)情報収集・確認調査(JICA、2016年)、Strategic Master Plan for Chittagong Port(アジア開発銀行(Asian Development Bank。以下、「ADB」という。)、2015年)、Railway Master Plan(バングラデシュ政府、2013年)等を参考にすること。

(3) 交通需要予測

本調査では、既往の調査結果に加えて、交通調査を実施し交通需要予測を行う。現在及び将来起終点(Origin-Destination。以下、「OD」という。)表作成に係る対象地域はダッカ-チッタゴン間と周辺国(インド及びミャンマー)間とし、可能な限り既往調査結果を活用の上、不足する交通網の地点において交通調査を実施する。ダッカ-チッタゴン間については既往調査で不足するデータを補完するため、本調査により交通実態調査を行うこととし、周辺国との交通実態調査については、上記関連案件(南アジア地域におけるクロスボーダ交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査(JICA、2014年)及び南アジア地域クロスボーダ協力(海運)情報収集・確認調査(JICA、2016年))のデータを2次利用することとする。なお、交通需要予測は4段階推定法を用いて実施することを想定するが、需要想定検討にあたってのゾーニングについてはダッカ-チッタゴン間を詳細に検討することとし、本プロポーザルにて提案するとともに、バングラデシュ政府との確認を行って進めること。また、上述のとおり高速鉄道等の新交通モードを導入した場合に推計しうる都市化の進展による人口増と誘発交通量について支払意思額調査も含め十分に検討を行うこと。

(4) 将来運輸交通インフラ計画策定の力点

将来交通需要予測に基づき、目標年次の運輸交通インフラの将来計画を立案する際、特に都市間高速鉄道の実施可能性の提言を行うとともに、バングラデシュ南部のマタバリ地域を核として行うBIG-Bを背景にダッカ-チッタゴン間の河川交通の活性化に向けた対策に力点を置いて提案を行うこと。

(5) バングラデシュ政府機関に対する調査結果の共有について

本調査結果についてはバングラデシュ政府機関関係者に共有すること。但し、本調査はあくまでも今後の支援を検討するための基礎資料の作成を目的として実施するものであり、特定の協力プログラム形成、個別案件の発掘・形成を目的とするものではないことから、相手国政府機関に過度な期待を持たせないよう留意すること。

7. 調査内容

上記「6.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。なお、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの作成(2016年6月下旬～7月上旬)

1) 関連資料・情報の収集・分析

バングラデシュ政府、JICA、国際機関等の関連資料を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) インセプション・レポート・質問表の作成

上記の結果や調査にあたって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。

3) 事前協議への参加

現地調査実施前にJICAが開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプション・レポート、質問表の内容について説明・協議を行う。

(2) 現地調査(2016年7月中旬～12月下旬)

1) JICA バングラデシュ事務所への調査概要説明

事前会議の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、調査の概要、調査計画等につき、JICA バングラデシュ事務所に説明を行う。

2) 調査対象機関への調査概要説明

インセプション・レポートに基づき、主な調査対象機関に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

3) バングラデシュの運輸セクター及び都市開発セクターに係る情報収集、整理

ア) 関連法令、上位計画レビュー

運輸交通及び都市開発に係る関連法令及び上位計画を入手・分析する。

イ) 運輸・都市関連データ収集

バングラデシュでの既往調査・事業等を通じ交通量、旅客・貨物統計データ、国

境地点輸出入記録、人口動態、都市計画等に係るデータを収集・整理する。

ウ) 運輸交通事業計画レビュー

道路、鉄道、水運に係る実施中の事業及び将来計画のレビューを行う。道路については、特にダッカ-チッタゴン間高速道路のレビュー(交通量、交通容量、施設計画、施工計画、運営体制等)を中心的に行い、また鉄道については ADB を中心として進めているダッカ-チッタゴン間の複々線化の計画についてレビューを行う。

エ) 地域・都市開発計画レビュー

バングラデシュ政府の国家開発計画である第 7 次 5 か年計画を始め、本事業対象地域の各地域及び都市の現状及び将来計画をレビューする。

オ) 社会経済動向及び物流動向分析

国際貿易及び国内輸送の物流動向を荷主や民間企業(本邦・ローカル企業)等から収集する。

4) 交通・物流に係る状況把握

旅客・貨物流動の現状・ニーズ・問題点・課題を把握するため、関係省庁・機関、荷主、フォワーダー、物流関連企業、船社等へのヒアリングを行う。

5) 需要予測手法及びゾーニングの検討

旅客及び貨物の移動にかかるダッカ・チッタゴン間を主とする交通、またインド及びミャンマーとのクロスボーダー交通を分析するために適切なゾーニングを行うとともに、モード/ルート別将来 OD の予測手法について検討する。

6) 交通実態調査及び支払意思額調査

ダッカ-チッタゴン間で不足する交通量に係る補足調査を実施する。他幹線道路及びクロスボーダーについて補足調査が必要な場合はプロポーザルにて提案すること。そのうえで、調査期間及び場所、サンプリング率、インタビュー項目など調査計画を立案する。交通調査を実施の上、現在 OD 表を推定する。

また、将来の高速鉄道や高速道路といった新交通モード導入にあたっての、支払意思額調査を実施する。支払意思額調査では、統計的有意性を満たすのに必要なサンプリング数を設定し、仮想市場法等の手法を用いた支払意思額の検討を行う。本件は、再委託を認める。

7) 将来交通需要予測

ア) 社会経済フレームワークの設定

目標年次(2041年)における計画フレーム(人口、産業、社会、財政フレーム)を

設定する。なお、短期、中期、長期の事業計画策定のために複数時点でのフレームを設定すること。

イ) 将来 OD 表作成

現在 OD 表及び社会経済フレームワークを踏まえ、目標年次までの将来 OD 表を推定する。

ウ) 将来交通ネットワーク策定

計画済みの運輸交通インフラも考慮したうえで、将来の交通ネットワークを設定する。

エ) モード別交通・物流量推計

上記検討を踏まえ、配分交通量の推計を行い、将来のモード別交通・物流量を推計する。

8) インテリム・レポート

上記の調査結果をインテリム・レポートとして取りまとめ、関係者と協議を行う。

9) 運輸交通事業計画の策定

上記の将来交通ネットワークを踏まえ、運輸交通インフラに係る段階的事業計画を策定する。事業計画策定にあたり、以下の点を踏まえて検討を行うこと。

ア) 事業内容の特定

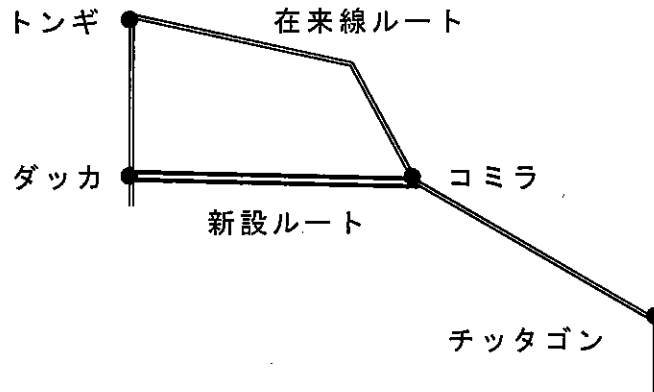
将来交通ネットワークの検討を踏まえ、ダッカ-チッタゴン間における運輸交通インフラ(道路・橋梁、鉄道、水運)における必要な事業を特定する。

事業内容を検討する際には、都市間高速鉄道の実現可能性とダッカ-チッタゴン間の河川交通の活性化に向けた対策に力点を置くこと。

都市間鉄道については、在来線がダッカ-トンギ-コミラ-チッタゴン上で運営されているものの、ダッカからトンギを経由せず、コミラに至る新規路線の可能性もバングラデシュ政府内で検討されている。よって、都市間鉄道については、①既存アラインメントによる在来線の改修、②ダッカ-コミラ新規ルートにおける在来線の導入、③ダッカ-コミラ新規ルートにおける準高速鉄道の導入、④ダッカ-コミラ新規ルートにおける高速鉄道の導入について、これらオプションに係る事業効果、需要処理能力、導入効果、事業費、用地取得可能性、環境社会配慮、本邦技術の導入可能性等の観点から比較評価を行う。また、準高速鉄道や高速鉄道などの新交通モードを導入する場合には、上記の支払意思額調査の結果も踏まえ、費用面(建設費、乗客による支払い能力等)に係る導入可能性についても検討すること。

また、ダッカ-チッタゴン間の河川交通の活性化については、船舶運航に係る法規制・制度、船社の配船状況及び造船能力、河川交通に係る物理的障壁、航行

安全に係る課題等の整理を行い、今後の河川交通活性化に係るボトルネックを整理するとともに、必要な対策の提言を行うこと。



(参考図：ダッカ-トンギ-コミラ-チッタゴンの位置関係)

イ) 事業ごとの概算費用の算出

上記の各事業について概算の事業費を算定する。事業費算定においては、既往の事業の単価等からユニットコストを算出し、将来のインフレ等も考量したうえで費用算出を行うこと。

ウ) 事業実施に向けた予算の捻出に係る検討

上記事業提案内容について、特に大型インフラ事業を提案する場合は、公的資金のみで実現が困難となる可能性も念頭に、PPP や開発利益還元のスキームなど、官民連携の可能性を含む、事業可能性についても提案すること。

エ) プロジェクトの評価

上記、個別事業について、複数の事業評価項目(事業の必要性、緊急性、事業費、環境社会配慮等)を設定し、多目的評価を行ったうえで、事業の必要性に係る優先順位の評価を行う。

オ) 段階的整備計画の策定

上記プロジェクト評価を行った後、短期、中期、長期の目標年次に応じて事業群にかかる段階的整備計画を策定する。

10) 政策・制度の提案

上記、提案事業内容のうち、高速鉄道等の新交通モードを提案する場合、同モード導入に必要な政策と制度について提案を行う。特に、法律や規則等の必要性や新規実施機関の設置の必要がある場合、既往法体系及び実施機関の現況に照らして、同法・機関のみで対応できない点を明確に説明し、他国の事例も参照に、どのような制度・体制を構築すべきかロードマップを示すこと。

1 1) ワークショップ及びセミナーの開催

上記調査結果に係るセミナーを開催する。セミナー開催にあたっては、本調査関係機関（道路交通橋梁省、同省道路国道部及びバングラデシュ橋梁局、鉄道省、バングラデシュ国鉄、港湾省、チッタゴン港湾庁）に加え、ADB や世界銀行といったドナー関係者も招待し、調査結果の共有を行う。

1 2) JICA バングラデシュ事務所への報告

現地調査で得られた結果概要を、帰国前に JICA バングラデシュ事務所へ報告し、報告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。

(3) 帰国後国内作業(2016年12月下旬～2017年2月中旬)

1) 帰国報告会での報告

現地調査実施後に JICA が開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要について説明・協議を行う。

2) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成

現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)を作成した上で JICA に DF/R の内容を報告し、JICA からのコメントを受ける。

(4) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)説明・協議

JICA よりコメントを受けた DF/R をバングラデシュ関係者に説明、協議を行う。

(5) ファイナル・レポート(F/R)説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査内容」を参照。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプション・レポート

提出時期：調査開始時(2016年7月中旬を想定)

部 数：英文 13 部(JICA 3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

2) インテリム・レポート

提出時期: 2016 年 10 月下旬

部 数: 英文 13 部 (JICA3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

3) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期: 2017 年 1 月中旬

部 数: 和文要約 3 部 (JICA)

英文 13 部 (JICA3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

4) ファイナル・レポート

提出時期: 2017 年 2 月中旬

部 数: 和文要約 (製本版) 4 部 (JICA)

和文要約 (CD-R) 2 部 (JICA)

英文 (製本版) 13 部 (JICA3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

英文 (CD-R) 10 部 (JICA2 部、バングラデシュ関係機関 8 部)

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも 5 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) デジタル画像集

本調査実施期間中に記録したデジタル画像集を作成し、JICAへ提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3～5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2016年6月下旬より開始し、2017年2月下旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ側関係者と協議の上で変更することがある。

年	2016							2017		
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
国内作業	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現地業務								<input checked="" type="checkbox"/>		
報告書		▲ IC/R				▲ IT/R		▲ DF/R	▲ F/R	

IC/R: インセプション・レポート

IT/R: インテリム・レポート

DF/R: ドラフト・ファイナル・レポート

F/R: ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約20.50 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- (1) 総括／交通計画(1)(2号)
- (2) 道路計画(3号)
- (3) 鉄道計画(3号)
- (4) 水運計画
- (5) 交通計画(2)／業務調整

3. 相手国の便宜供与

本調査はJICAの責任において実施するものであることから、バングラデシュから特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICAバングラデシュ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実

施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA バングラデシュ事務所に随時連絡・協議すること。

4. 参考資料

以下の資料は特記事項があるものを除き、各種ウェブサイトより閲覧すること。

- クロスボーダー道路網整備事業(バングラデシュ)準備調査(JICA、2015年)
(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000024972>)
- 南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査(JICA、2014年)
(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000014903>)

以下の資料は配布資料です。本プロポーザルを作成する目的のみに使用願います。

- 南アジア地域クロスボーダー協力(海運)情報収集・確認調査(JICA、2016年)
- Strategic Master Plan for Chittagong Port(ADB、2015年)
- Railway Master Plan(バングラデシュ政府、2013年)

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、以下項目は別見積もりとする。

- 交通実態調査及び支払意思額調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に機構の承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。なお、再委託による成果品(報告書等)に加え、各種元データ(MS エクセル、MS ワード等)も収集の上、JICA に提出すること。

6. 調査用資機材

想定していない。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

